

別紙4（担い手育成支援事業に係る運用）

第1 定義

この運用における定義は、次のとおりとする。

- 1 「事業別年償還金」とは、県営ほ場整備事業、団体営土地改良総合整備事業等の事業（第3の1に定める事業に限る。）ごとの年償還金をいう。
- 2 「合算年償還金」とは、育成支援事業（要綱第3の1の（3）の事業をいう。以下同じ。）の対象となる事業地区に係る事業別年償還金を合算したものをいう。
- 3 「ピーク時合算年償還金」とは、育成支援計画（要綱第8の2の育成支援計画をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする年度以降において、最大となる合算年償還金をいう。
- 4 「ピーク時戸当たり合算年償還金」とは、ピーク時合算年償還金を育成支援事業の対象となる事業地区の受益農家戸数で除した額をいう。
- 5 「ピーク時10アール当たり合算年償還金」とは、ピーク時合算年償還金を育成支援事業の対象となる事業地区の受益面積で除して10アール当たり換算した額をいう。
- 6 「担い手への農用地利用集積率」とは、事業地区内の農用地面積に対する、担い手の事業地区内における経営等農用地の面積の割合をいう。
- 7 「担い手農用地集積増加率」とは、事業認定時における担い手の経営等農用地の面積に対して、事業認定後に事業地区内において増加する経営等農用地の面積の割合をいう。
- 8 「経営等農用地」とは、所有権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する（農業経営委託を受ける場合を含む。）農用地又は農作業受託により農作業を行っている農用地をいう。
- 9 「担い手」とは、実施要領第5に定める担い手をいう。ただし、同要領第5中「次に定める基準のいずれかを満たす経営体」とあるのは、「第7に定める基準を勘案して土地改良区等が関係機関の意見を聞いて、今後、経営等農用地面積の拡大を通じて育成すべきものとして定める経営体」とするものとする。

第2 助成金の交付対象

要綱第3の1の（3）の農村振興局長が定める市町村に対して助成金を交付する場合は、以下の場合とする。

- 1 育成支援事業の事業地区において土地改良区が設立されていない場合
- 2 育成支援事業の事業地区内の受益者全員の同意を得て市町村が育成支援計画の認定を申請した場合

第3 育成支援事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第3の1の（3）の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、平成6年3月31日までに採択された以下の事業とする。
 - （1）土地改良法に基づき公共事業として実施された土地改良事業（農業生産基盤整備

に係るものに限る。)

(2) 独立行政法人水資源機構事業

(3) 独立行政法人森林総合研究所事業（農用地総合整備事業、農用地等緊急保全整備事業及び濃密生産団地建設事業によるものに限る。以下同じ。)

(4) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)、(2)及び(3)の事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業

2 要綱第3の2の(1)の農村振興局長が定める負担金のうち、育成支援事業に係る負担金とは、次に掲げるものとする。ただし、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業（担い手育成基盤整備関連流動化促進事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第641号農林水産事務次官依命通達）に基づく事業をいう。）の対象となるものを除くものとする。

(1) 国営土地改良事業の受益者負担金

(2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

(3) 独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金

(4) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

第4 事業の認定期間

育成支援事業の認定は、平成7年度から平成12年度までの期間において行うものとする。

第5 事業地区の要件

1 要綱第3の1の(3)の農村振興局長が定める要件は、次のとおりとする。

(1) 当該事業地区が次のいずれかの要件に該当することが確実であることを都道府県知事が認定したものであること。

① 事業認定の年度から起算して5年以内に、担い手農用地集積増加率がおおむね30%を超えること。

② 次のいずれかの要件に該当する地区のうち、ア及びイに該当する地区においては事業認定の年度から起算して5年以内、ウに該当する地区においては事業認定の年度から起算して3年以内に、担い手農用地集積増加率がおおむね20%を超えること。

ア 担い手への農用地利用集積率が20%以上となる地区。

イ 担い手への農用地利用集積率が10%以上となる地区であって、かつ、担い手の経営等農用地面積が4ha/戸以上となる地区。

ウ 担い手への農用地利用集積率が10%以上となる地区。

③ 都道府県知事が地域の特別の事情を勘案し、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議して定める要件（以下「特認要件」という。）を満たすこと。

なお、特別の事情とは、例えば、地区の担い手が土地利用型農業以外を目指す

場合をいう。

(2) 当該事業地区について、次のいずれかに該当すること。

- ① ピーク時10アール当たり合算年償還金が3万円以上（北海道にあっては、2万円以上）となること。
- ② ピーク時戸当たり合算年償還金が20万円以上（北海道にあっては、40万円以上）となること。
- ③ ピーク時10アール当たり合算年償還金が、都道府県知事が地域の特別の事情を勘案し、地方農政局長と協議して認定する額（以下「特認額」という。）以上となること。

2 土地利用の高度化に積極的に取り組む地区に交付される助成金（以下「土地利用高度化加算」という。）の交付を受けようとする地区については、1の要件に加えて、当該年度から5年以内に次のいずれかの要件に該当することが確実であることを都道府県知事が認定したものであることを要する。

(1) 対象事業地区の耕地利用率又は本地利用率（以下「土地利用率」という。）について、次のいずれかを満たすこと。

- ① 対象事業地区が属する都道府県の昭和60年における土地利用率の平均値を超えること。
- ② 都道府県知事が地方農政局長と協議して定めた値を超えること。

(2) 対象事業地区における畑利用水田面積（水稻以外の作物（原則として収穫のあるものに限る。）の生産に供される水田の面積。以下同じ。）に占める飼料作物の作付割合が20%以上であり、かつ、当該地区が属する都道府県の平均作付率以上であること。

(3) 対象事業地区の地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第1部の第5に基づき作成する地域の水田農業全体のビジョン）において、具体的な目標を掲げられている作物（米及び飼料作物を除く。）から重点的に取り組む作物を1以上選択し、選択した作物の当該地区における畑利用水田面積に占める作付割合（以下「地区割合」という。）が、対象事業地区が属する市町村等における畑利用水田面積に占める作付割合（以下「市町村割合」という。）と比べ、次のとおりとなること。

- ① 市町村割合が15%未満の場合にあっては、地区割合が25%以上となること。
- ② 市町村割合（A%）が15%以上50%未満の場合にあっては、地区割合が $(6/7) \times (A-15) + 25$ ポイント以上となること。
- ③ 市町村割合（A%）50%以上90%未満の場合にあっては、地区割合が $(7/8) \times (A-50) + 55$ ポイント以上となること。
- ④ 市町村割合が90%以上の場合にあっては、地区割合が市町村割合以上となること。

3 1にかかわらず、土地利用高度化加算の交付のみを受けようとする地区（以下「広域・専業特例地区」という。）については、要綱第3の1の（3）の農村振興局長が定める要件は、次の全ての要件を満たし、かつ、当該年度から5年以内に2のいずれ

かの要件に該当することが確実であることを都道府県知事が認定したものであることとする。

- ① 地区面積が1,000ヘクタール以上の広域的な地区であること。
- ② 専業農家及び第Ⅰ種兼業農家の占める割合が、戸数又は面積で2分の1以上であること。
- ③ ピーク時戸当たり合算年償還金が10万円以上であること。

4 1の(2)の③の特別の事情とは、例えば次のような事情をいう。

- (1) 対象事業のうち、その受益面積に占める農畜産物の輸入枠の拡大又は輸入の自由化の影響を受ける作目の作付面積の割合がおおむね3分の1以上となっているものがあること。
- (2) 土地改良施設の維持管理費の合計が10アール当たり年間5,000円を超えること。
- (3) 当該事業地区において、専業農家及び第Ⅰ種兼業農家の占める割合が戸数又は面積でおおむね3分の1以上となること。

第6 事業地区の設定

1 育成支援計画において定める事業地区（以下単に「事業地区」という。）は、原則として以下によるものとするが、これによりがたい場合は、土地利用・水利用・集落等の単位を勘案して定めるものとする。

- (1) 同一土地改良区等（育成支援計画の認定を申請する土地改良区又は市町村をいう。以下同じ。）に複数の対象事業の施行に係る区域（以下「対象区域」という。）がある場合には、それぞれの対象区域について、育成支援計画を作成するものとする。
- (2) 土地改良区等は、第5の1の(2)に定める要件に該当する対象区域が二以上あり、かつ、それが重複する場合には、一の対象区域のうち当該重複する区域及びその他の区域をそれぞれ一の事業地区とすることができる。
- (3) 土地改良区等は、二以上の対象区域が重複する場合であって、それぞれの対象区域が第5の1の(2)に定める要件に該当せず、かつ、当該重複する区域が当該要件に該当する場合には、当該重複する区域を一の事業地区とすることができる。

2 育成支援計画においては、既に認定を受けた他の育成支援計画に係る事業地区の全部又は一部を含めて事業地区を設定することはできない。

第7 担い手の基準

1 農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者）であること又は次に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 専ら又は主として農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること。

（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること。）

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後

継者を含む。)又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。
ウ 事業認定の年度から起算して5年以内に経営等農用地の面積(農作業受託により農作業を行っている農用地については、ほ場における基幹作業の面積とする。以下同じ。)の合計面積(農地所有適格法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除した面積)がおおむね3ヘクタール(北海道にあっては、北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積)を超えていること。なお、この適用が困難な地域にあっては、土地改良区は、都道府県知事と協議して他の面積とすることができるものとするが、この協議に際して都道府県知事はあらかじめ地方農政局長の意見を聴くものとする。

2 生産組織の場合

認定農業者であること又は次に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、1のア及びイの要件を満たす者がいること。また、事業認定の年度から起算して5年以内に、ほ場における基幹作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積(生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。)が、1のウに定める基準を超えていること。

3 その他都道府県知事が地方農政局長の意見を聴いて認めた者であること。

第8 育成支援計画

1 育成支援計画の作成

要綱第8の2の育成支援計画の作成は、次によるものとする。

(1) 育成支援計画の作成に当たって、土地改良区等は、あらかじめ市町村、農業委員会、その他関係機関の意見を聴くものとする。

(2) 育成支援計画には、次の事項について定めるものとし、別記様式第1号によるものとする。

① 計画概要

ア 申請主体

イ 事業地区

② 利用集積計画

ア 農業構造再編の目標

- ・農業経営基盤強化促進法第5条に基づく都道府県の基本方針、同法第6条に基づく市町村の基本構想等当該地域の農業構造の再編に関すること。

イ 担い手等の見通し

- ・担い手の現況と目標に関すること。
- ・利用集積の目標とその方法に関すること。

③ 助成計画

ア 対象事業等

- ・対象となる事業と適用要件に関すること。

イ 助成額と助成金の使途

- ・助成金の交付期間及び毎年度の助成額に関すること。
- ・助成金の使途と年次計画に関すること。

④ 推進体制

ア 事業の推進体制の整備と活動内容に関すること。

⑤ その他必要な事項

- (3) 土地改良区が育成支援計画を作成しようとする事業地区内に、他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、事業の申請を行う一の土地改良区を定め、計画を作成するものとする。

2 育成支援計画の申請

育成支援計画の認定を申請するに当たっては、土地改良区が申請を行う場合にあっては総会等の議決、市町村が申請を行う場合にあっては事業地区内の受益者全員の同意を得るものとする。

3 地方農政局長との協議

都道府県知事は、要綱第8の3の(4)の通知を行うに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

第9 事業の管理等

1 事業の実績及び要件達成の報告

- (1) 土地改良区等は、毎年度、当該年度の事業実績を要綱第2の公募団体（以下同じ。）に報告するものとし、公募団体は、当該実績を都道府県に報告するものとする。
- (2) 第5の1の(1)、第5の2、第5の3のいずれかの要件を達成した場合、土地改良区等は、公募団体に要件達成の報告を第5の1の(1)、第5の2、第5の3のそれぞれについて行うものとする。
- (3) 公募団体は、土地改良区等から(2)の報告があった場合、都道府県にその旨を通知し、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (4) 公募団体は、(3)の都道府県知事の承認を受けた後、農村振興局長に要件達成の報告を行うものとする。

2 育成支援事業の打切り

- (1) 第5の1の(1)に定める期間を経過しても1の(4)による第5の1の(1)の要件を達成した旨の報告がない場合には、公募団体は、当該報告のない事業地区については、その期間を過ぎた以降の育成支援事業を実施しないものとし、その旨を都道府県及び土地改良区等に通知するものとする。
- (2) 土地利用高度化加算については、第5の2又は第5の3に定める期間を経過しても1の(4)による第5の2又は第5の3の要件を達成した旨の報告がない場合、

又は1の(4)の報告後、1の(1)による実績報告において第5の2若しくは第5の3の要件を達成していない旨が2か年度連続して報告された場合(都道府県知事が災害等により要件を達成することが不可能であることを地方農政局長と協議して認めた年度を除く。)には、公募団体は、当該事業地区について、その期間を過ぎた以降の助成金の交付は実施しないものとし、その旨を都道府県及び土地改良区等に通知するものとする。

(3) 公募団体は、(1)及び(2)の育成支援事業及び土地改良高度化加算の助成金の交付を実施しない旨を都道府県及び土地改良区等に通知した場合には、農村振興局長に報告するものとする。

3 助成金の使途

土地改良区等は、交付された育成支援助成金を、次の経費以外に充ててはならない。

(1) 調整活動経費

農用地の効率的利用を図るための土地・水利用調整に要する経費

(2) 高度化経費

畦畔除去等の農用地及び土地改良施設の効率的利用を図るための整備に要する経費

(3) 負担金軽減経費

土地改良負担金の軽減に要する経費

第10 助成の限度

1 助成金の額

各年度の助成金の額は、次に掲げる額のうち最小となる額を限度とする。ただし、公募団体が第9の1の(4)の報告を受ける年度までは、その額の2分の1の額を限度とする。

① 事業地区における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息から別記「利子助成限度の適用基準」に定める助成限度利息に相当する利息を差し引いた額。ただし、土地利用高度化加算の交付を受けようとする地区(広域・専業特例地区を除く)については、別記「利子助成限度の適用基準」に定める助成限度利息から1%を引いた利息に相当する利息を差し引いた額。

② 広域専業特例地区については、事業地区における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息の1%に相当する額

③ 合算年償還金から2に定める助成金交付基準額を差し引いた額

2 助成金交付基準額

助成金交付基準額は、(1)の基準年償還額以上の額とする。ただし、基準年償還額が(2)の額を下回る場合は(2)の額以上の額とする。

(1) 基準年償還額は、次に掲げる額のうち最小となる額とする。

① 10アール当たり3万円(北海道にあっては、2万円)

② 20万円(北海道にあっては、40万円)に育成支援事業の対象となった事業地区の受益農家戸数を乗じ、当該事業地区の受益面積で除して10アール当たりの額に

換算した額

③ 特認額

④ 広域・専業特例地区については、10万円に育成支援事業の対象となった事業地区の受益農家戸数を乗じ、当該事業地区の受益面積で除して10アール当たりの額に換算した額

(2) ピーク時10アール当たり合算年償還金からおおむね30パーセントを減じた額

第11 都道府県の指導等

要綱第19の2の(1)に基づき、都道府県が行う土地改良区等への指導は、以下のものとする。

- 1 育成支援事業実施状況の確認及び報告
- 2 土地改良区等への農用地利用集積に関する助言及び指導
- 3 土地改良区等への土地利用の高度化に関する助言及び指導

第12 育成支援事業の推進体制

土地改良区は、育成支援事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する育成支援事業推進のための協議会を組織し、当該育成支援事業の円滑な推進に努めるものとする。

第13 その他

要綱第20に基づく育成支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

県名	
当初認定年度	
認定地区番号	

担 手 育 成 支 援 計 画

○ ○ 地 区

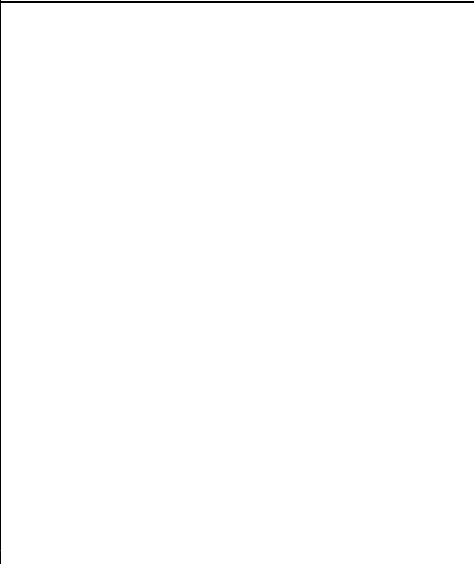
(第 ○ 回 変 更)

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月

○ ○ 土 地 改 良 区

担 手 育 成 支 援 計 画 図
 ○ ○ 県 ○ ○ 地 区

県 内 位 置 図



縮尺 = 1 /

凡 例	
	市 町 村 行 政 界
	土 地 改 良 区 界
	育 成 支 援 計 画 界
区	
分	

第1章 総括表

1. 申請要件
 - (1) 農用地集積要件
 - (2) 金額要件
 - (3) 特認額を適用する場合の申請要件
 - (4) 土地利用高度化加算要件
2. 地区設定の理由
3. 地区の概要
4. 利用集積目標
5. 助成計画

第2章 利用集積計画

1. 農業構造再編の目標
 - (1) 都道府県の基本方針
 - (2) 市町村の基本構想
 - (3) 農業構造再編の目標
2. 担い手の見通し
3. 利用集積目標
 - (1) 農用地集積増加率の算定
 - (2) 農用地利用集積率の算定
 - (3) 農地所有適格法人・生産組織の概要

第3章 助成計画

1. 対象となる事業
2. 助成金交付基準額の算定
3. 助成額の算定
 - (1) 事業別償還金
 - (2) 農地利用集積に係る助成額の算出
 - (3) 土地利用高度化加算後に係る助成額の算出
 - (4) 全体助成額
4. 助成金の支出計画
 - (1) 助成予定額
 - (2) 助成金の使途
 - (3) 重複団体

第4章 推進体制

第5章 その他必要な事項

平成〇〇年度 〇〇地区 担い手育成支援計画
(平成〇〇年度認定 第〇回変更)

認定地区番号	
--------	--

申請者名	代表者名	所在地	対象受益面積	対象受益戸数
		〒 TEL	ha	戸

第1章 総括表

1. 申請要件

(1) 農用地集積要件

要領別紙4	集積要件	該当有無	備考	
第5の1の(1)	①担い手農用地集積増加率おおむね30%を超えること			
	②担い手農用地集積増加率がおおむね20%を超えること	ア 農用地利用集積率が20%以上		
		イ 農用地利用集積率が10%以上かつ4ha/戸以上		
		ウ 3年以内に集積増加率が20%を超えかつ農用地利用集積率が10%以上		
	③特認要件			

(2) 金額要件

要領別紙4	区分	金額要件	該当有無	備考	
第5の1の(2)		①ピーク時10a当たり合算年償還額	3(2)万円/10a		
		②ピーク時戸当たり合算年償還額	20(40)万円/戸		
	特認額		③自由化作物作付率特認額	1万円/10a	
			④維持管理費特認額(10a当たり)	円/10a	基準年償還額 - (維持管理費 - 2,000円)
			⑤専業+第I種兼業農家特認額(10a当たり)	円/10a	地区内の10a当たり農業所得×0.2
			⑥その他(10a当たり)	円/10a	

注) 上表()は、北海道の要件を示す。

(3) 特認額を適用する場合の申請要件

市町村名	自由化作物作付率 (h a, %)			専業 + I 種兼業農家率 (戸, h a, %)					維持管理費	
	農産物の作付面積 ①	自由化作物作付面積 ②	自由化作物作付率 ③ = ② / ①	農家戸数 ①	専業農家 ②	I 種兼業農家 ③	専 + I 種兼業農家合計 ④ = ② + ③	専 + I 種兼業農家率 ④ / ①	維持管理費	円 / 10 a
									維持管理費 の内容	
計										
要件	自由化作物作付率 ≥ おおむね 1 / 3			専業 + I 種兼業農家率 ≥ おおむね 1 / 3					維持管理費 ≥ 5, 000 円 / 10 a	

(4) 土地利用高度化加算要件

要領別紙 4	区分		該当有無	備考
第5の2	① 土地利用率について次のいずれかを満たすこと	ア. 昭和60年の県平均値を超えること		
		イ. 都道府県知事が定めた値を超えること		
	② 対象事業地区における畑利用水田面積に占める飼料作物の作付割合が20%以上であり、かつ、当該地区が属する都道府県の平均作付率以上であること			
第5の3	広域・専業特例地区	③ 対象事業地区の地域水田農業ビジョンにおいて、具体的な目標を掲げられている作物（米及び飼料作物を除く。）から重点的に取り組む作物を1以上選択し、選択した作物の当該地区における畑利用水田面積に占める作付割合が、対象事業地区が属する市町村等における畑利用水田面積に占める作付割合と比べ一定以上増加すること		
		① 地区面積が1,000ha以上の広域的な地区		
		② 専業及び第1種兼業農家の占める割合が、戸数又は面積で1/2以上		
		③ ピーク時合算年償還額が10万円/戸以上		

2. 地区設定の理由

3. 地区の概要

市 町 村 名	対 象 受 益 面 積 (h a)					対 象 戸 数 受益戸 (戸)	戸 当 たり 受 益 面 積 (ha/戸)	備 考
	田	畑	樹園地	その他	計			
計								

4. 利用集積目標

農 用 地 利用集積率	農 用 地 集積増加率	備 考
%	%	担い手戸数 戸、農地所有適格法人 法人、生産組織 組織

5. 助成計画

ピーク時年償還額	円/10a	総 償 還 額	千円	償 還 期 間	平成 年度 ~ 平成 年度
助成金交付基準額	円/10a	助 成 予 定 額	千円	助 成 期 間	平成 年度 ~ 平成 年度
助成限度利息	%	主 な 対 象 事 業			

第2章 利用集積計画

1. 農業構造再編の目標

(1) 都道府県の基本方針

① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が都道府県における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	%	目標年次	平成	年度
---	---	------	----	----

(2) 市町村の基本構想

① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が市町村における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	%	目標年次	平成	年度
--	---	------	----	----

(3) 農業構造再編の目標

(10年後) →

2. 担い手の見通し

区分 \ 項目	大規模農家		生産組織数	その他	備考
	担い手農家戸数	農地所有適格法人数			
現在	戸	法人	組織		
目標	戸	法人	組織		

3. 利用集積目標

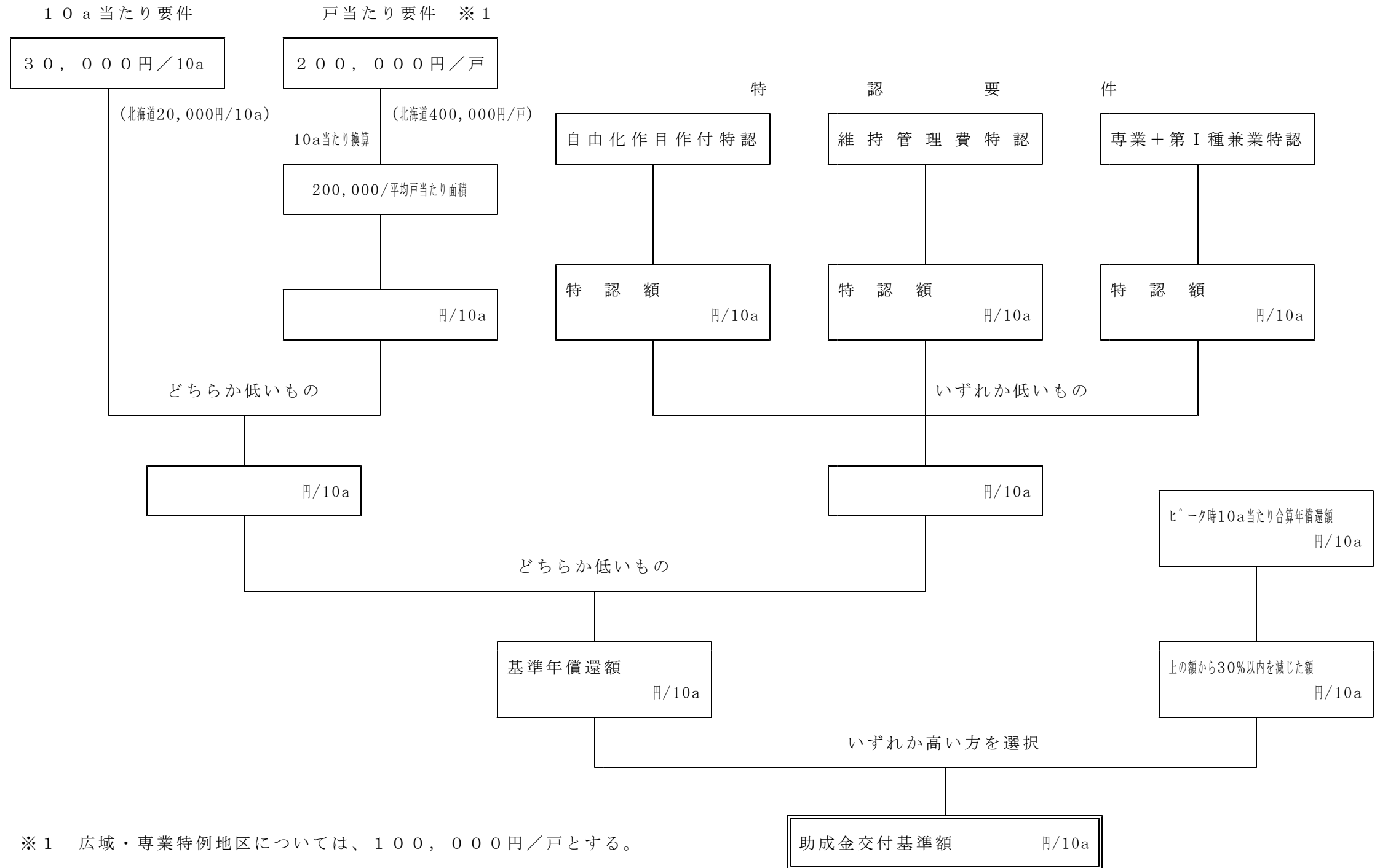
(1) 農用地集積増加率の算定

担い手目標面積	h a
---------	-----

農家区分	農家番号	担い手農家名	年齢	後継者の有無	経営等農用地面積 (h a)																増加率	
					現在								目標									
					計		所有耕地		使用収益権設定地		基幹作業受託地		計		所有耕地		使用収益権設定地		基幹作業受託地			
					①	地区内②	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内③	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内		地区外
大規模経営農家																						
	計																					
生産組織																						
	計																					
合計 (地区全体)																						

注) 1. 認定農業者には、農家番号に○を付ける。
 2. 増加率とは、「農用地集積増加率」をいい、(③-②)÷①により算定する。

2. 助成金交付基準額の算定



3. 助成額の算定
 (1) 事業別償還金

番号	／	事業名	地区名																							
借入年度	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		計	
借入額(円)																										
償還利率(%)																										
償還期間 (年)	据置																									
	償還																									

番号	／	事業名	地区名																							
借入年度	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		計	
借入額(円)																										
償還利率(%)																										
償還期間 (年)	据置																									
	償還																									

番号	／	事業名	地区名																							
借入年度	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		計	
借入額(円)																										
償還利率(%)																										
償還期間 (年)	据置																									
	償還																									

(3) 土地利用高度化加算後に係る助成額の算出

項 目	※ 助成 限度 利息 (%)	合 算 年 償 還 額 (総額)				対象受益面積	1 0 a 当 たり 指 標				助成金交付基準額⑥	助 成 予 定 額 計 算				全体額(土地利用高度化加算後)	
		年償還額	元金償還	約定利息	助成限度利息	ha	年償還額 ①	元金償還 ②	約定利息 ③=①-②	助成限度利息 ⑫	助成限度償還 ⑬=②+⑫	超過1 ⑦=①-⑥	超過2 ⑭=①-⑬	助成額⑮ min⑦, ⑭	償還額 ⑯=①-⑮	年償還額	助成予定額 ⑰
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
32																	
計																	

※ 助成限度利息から土地利用高度化加算分(1%)を引いた利息とする。

注) 土地利用高度化加算の助成が無い場合は、本資料は省略する。

(4) 全体助成額

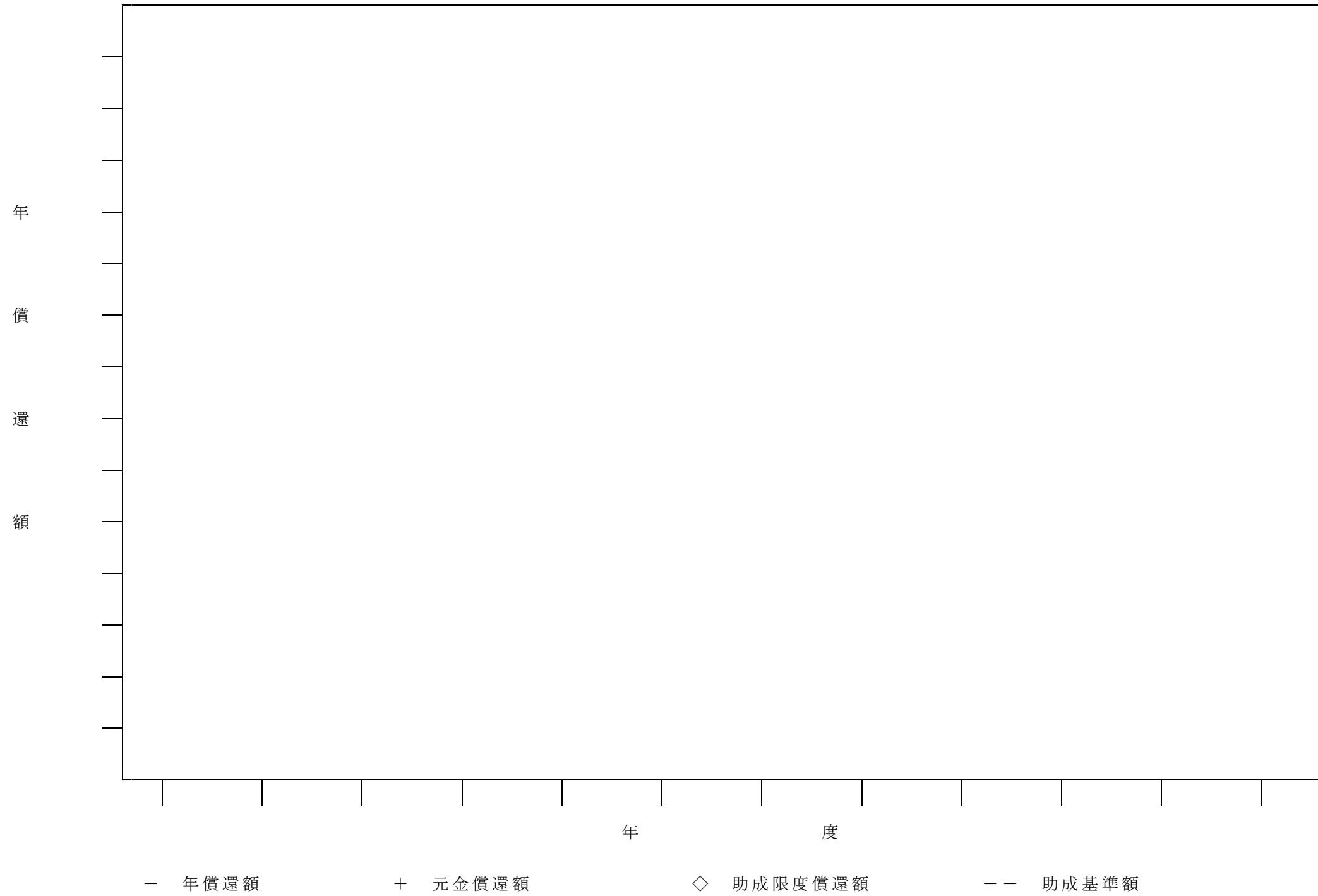
項 目	※ 助成 限度 利息 (%)	合 算 年 償 還 額 (総額)				対 象 受 益 面 積			1 0 a 当 たり 指 標						
		年償還額	元金償還	約定利息	助成限度利息	助 成 予 定 額			年 償 還 額 ①	元 金 償 還 ②	約 定 利 息 ③=①-②	助 成 限 度 利 息 ⑫	加 算 後 助 成 額 ⑮	加 算 前 助 成 額 ⑨	加 算 分 助 成 額 ⑰=⑮-⑨
						加算後 ⑰	加算前 ⑪	加算分 ⑱=⑰-⑪							
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
計															

※ 助成限度利息から土地利用高度化加算分（1%）を引いた利息とする。

注）土地利用高度化加算の助成が無い場合は、本資料は省略する。

償 還 グ ラ フ

単 位 : 千 円



4. 助成金の支出計画

(1) 助成予定額

支出年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
農地集積	助成限度利息(%)													
	助成予定額(A)													円
	未達成の間1/2													円
土地利用高度化加算	加算利息(%)	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
	助成予定額(B)													円
	未達成の間1/2													円
助成総額(A+B)														円

(2) 助成金の使途

助成金の使途	配分割合	具体的な使途
農用地の効率的利用を図るための土地・水利用調整に要する経費	%	
畦畔除去等の農用地及び土地改良施設の効率的利用を図るための整備に要する経費	%	
土地改良負担金の軽減に要する経費	%	
合計	100%	

(3) 重複団体

名称	助成割合	代表団体	所管事業名
	%		
	%		
	%		
	%		
合計	100%		

第4章 推進体制

1. 推進体制図

担い手育成支援事業〇〇地区担い手育成支援計画推進協議会 (平成 年 月 日 設立)	
代 表 者	
構 成 メンバー	

2. 活動内容

第5章 その他必要な事項

②生産組織

担い手 番号	小字	地番	面積	所有農家 番号	現況計画 区分	面的集積方法			
						自己所有	貸借権等設定	基幹作業受託	合計
合計	団地				現況				
					計画				
					計				

別記様式第2号

平成 年度担い手育成支援事業実績報告書

1 平成 年度担い手育成支援事業認定状況

(単位：地区数)

都道府県名	新規	継 続			全 体
		継 続	変 更	完了予定	

2 平成 年度担い手育成支援事業実施状況

(単位：地区数)

都道府県名	未償還 残元金	年度償還額			助成額
		元 金	利 息	合 計	